

令和5年度

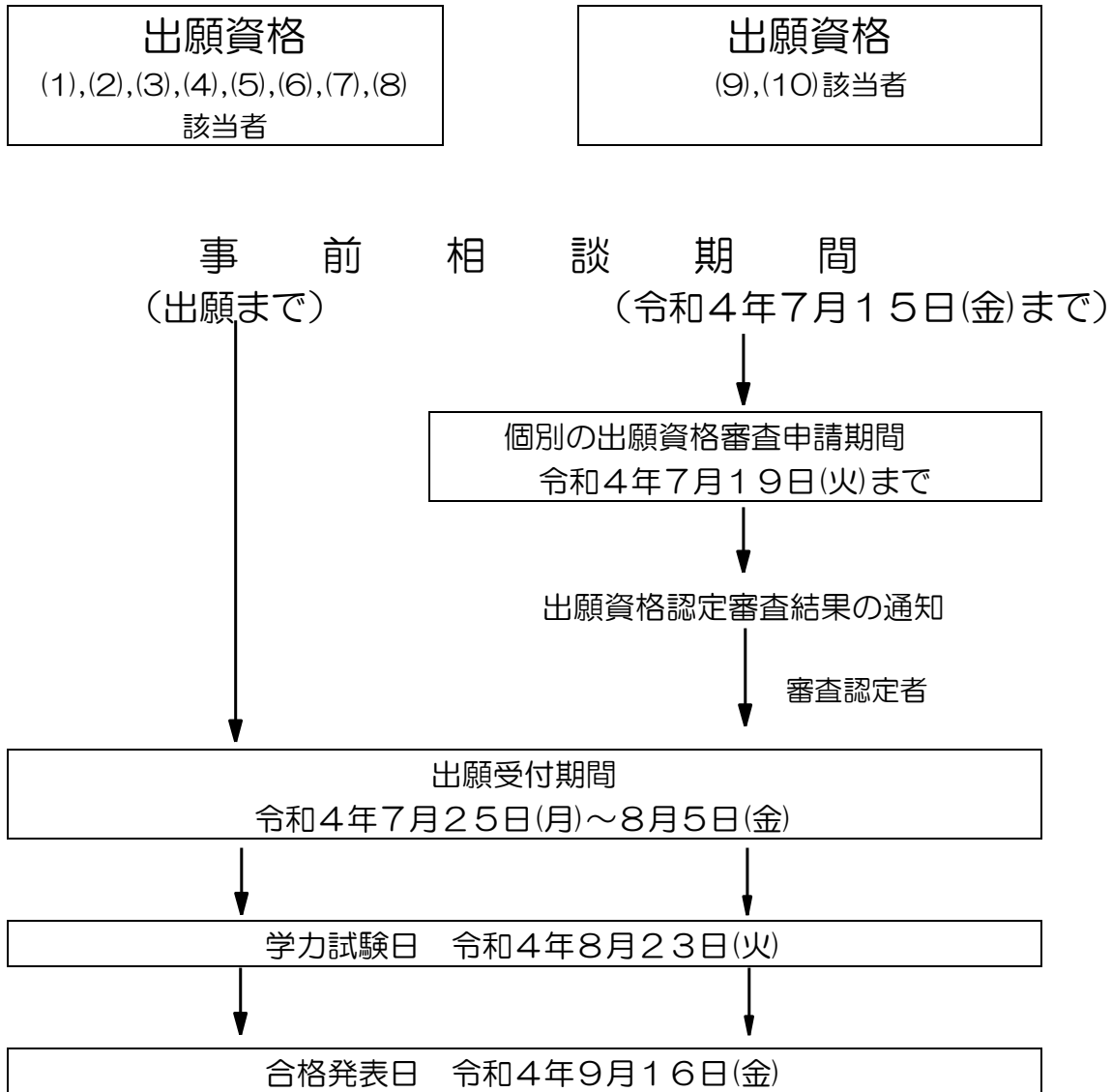
徳島大学大学院口腔科学研究科
口腔保健学専攻（博士前期課程）

学生募集要項
（一般入試）

徳島大学大学院口腔科学研究科

令和5年度

徳島大学大学院口腔科学研究科口腔保健学専攻 (博士前期課程) 入試実施日程



目 次

1	受け入れ方針	1
2	募集人員等	1
3	出願資格	1
4	個別の出願資格審査	3
5	出願手続等	4
6	事前相談	5
7	大学院設置基準に基づく授業時間などの特別措置	5
8	入試方法	5
9	学力試験の日時及び試験科目等	6
10	合格発表	6
11	入学手続等	6
12	長期履修学生制度について	6
13	障がいのある入学志願者との事前相談について	7
14	その他	7
15	科目の概要等	9

1 受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

口腔保健学専攻では、長寿福祉口腔保健学の分野で活躍できる人材の育成を目指しています。口腔保健に関する専門的知識・技能および科学的探究心に加え、豊かな人間性や倫理観を身につけた次世代の歯科衛生士教育を担う教育研究者、または健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人を養成するため、課題に対して自ら進んで取り組む主体性や社会での協働性をもった次のような人材を求めています。

●求める人物像（博士前期課程）

（知識・技能、関心・意欲）

学士で得た基本的な教養、専門科目の基礎学力およびコミュニケーション能力を有し、口腔保健学への深い関心をもって教育・研究分野での活躍を目指す人

（思考力・判断力・表現力等の能力）

保健・医療・福祉分野に従事する専門家に求められる思考力・判断力に加え、生命の尊厳を尊重し、豊かな人間性の醸成を目指す人

（主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）

保健・医療・福祉の現場において、指導的役割を果たす意欲をもつ高度専門職業人として多職種と協働し貢献しようとする人

2 募集人員等

専攻	標準修業年限	学位	募集人員
口腔保健学（博士前期課程）	2年	修士（口腔保健学）	5名

3 出願資格

出願できる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は令和5年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は令和5年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされた者に限る）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は令和5年3月31日までに修了見込みの者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和5年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者又は修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号（大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定））
- (9) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者）であって、当該者をその後に入学者とする本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、令和5年3月31日において22歳に達している者

4 個別の出願資格審査

出願資格 (9)及び(10)により出願を希望する者は、あらかじめ個別に出願資格認定審査を受けてください。

(1) 申請期間等

- ① 申請期間 令和4年7月19日(火)まで(必着)
(土・日・祝日除く)
- ② 申請手続の方法
 - ・申請者は、申請手続に必要な書類を郵送(必ず書留又は書留速達で発送してください。締切当日必着)又は持参により提出してください。
- ③ 出願資格認定審査結果の通知
 - ・出願資格認定審査結果は、令和4年7月29日(金)までに、本人宛に郵送で通知します。
 - ・認定された者は、所定の期間内に出願手続をしてください。

(2) 審査の方法

- ① 出願資格認定審査は、出願に先立ち、提出書類に基づいて行われます。
- ② 特に出願資格(10)による出願者の審査は次の審査基準に従って行われます。
 - ・実務経験の期間は少なくとも3年以上必要とする。
 - ・業績内容として学術・専門誌での論文掲載、学会発表などを審査対象とする。
 上記を総合的に勘案して審査します。

(3) 提出書類

出願資格(10)により出願しようとする者は、下表の書類を提出してください。

提出書類	摘要
① 出願資格認定申請書	本要項に添付の所定用紙
② 最終学校成績証明書	出身学校長が作成し、厳封したもの
③ 最終学校卒業証明書	出身学校長が作成したもの
④ 履 歴 書	入学願書の裏面(履歴事項)をコピーし、作成してください。
⑤ 業績(学術論文など)	A4判, ワープロ作成(学術論文を記載した書面には全著者名, 題名, 掲載誌名称, 掲載ページ, 発表年月を記載し, 学会発表を記載した書面には全演者名, 題名, 学会名, 学会年月を記載すること)なお, 学術論文又は抄録のコピーを併せて提出すること。
⑥ 出身学校の規程等	卒業要件の記載されたもの等
⑦ 在職期間等の証明書	在職期間及び職種について, 勤務先の所属長が作成した証明書(様式任意)
⑧ 審査結果通知用返信封筒	長形3号の封筒に本人の住所, 氏名及び郵便番号を明記し, 344円の切手を貼ったもの

出願資格(9)により出願しようとする者は、別に定める規定に従って審査するため、提出書類については担当係(8ページ参照)まで、お問い合わせください。

5 出願手続等

(1) 出願書類

入学志願者は下表に示す「出願書類」を一括取り揃え、所定の期間内に蔵本事務部歯学部事務課学務係に提出してください。

出願書類一覧

出 願 書 類	摘 要
① 入 学 願 書	本要項に添付の所定用紙。裏面（履歴事項）も必ず記入してください。
② 写 真 票 ・ 受 験 票	本要項に添付の所定用紙。所定の箇所に写真（出願前3か月以内に撮影した、縦5cm×横4cm、上半身、無帽、正面向きのもので受験時に眼鏡を着用する者は、眼鏡をかけて撮影してください。）をそれぞれ貼ってください。
③ 成 績 証 明 書	最終出身学校長が作成し、厳封したものとします。
④ 卒 業（見込）証 明 書	最終出身学校長が作成したものを提出してください。中途退学者は、退学証明書又は在学期間証明書を提出してください。
⑤ 学 位 授 与 証 明 書	独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者のみ提出してください。
⑥ 志 望 理 由 書	本要項に添付の所定用紙に必要事項を記入してください。
⑦ 歯科衛生士免許証（写）	歯科衛生士の免許証を所持する者
⑧ 受 験 承 諾 書	出願時に在職中の者で在職のまま入学を予定している者は、勤務先所属長の作成した受験承諾書（本要項に添付の所定用紙）を提出してください。合格後、退職する予定の場合は、本人がその旨を明記した文書をもって受験承諾書に代えます。その場合は、入学手続時に退職証明書（又は退職見込証明書）が必要です。
⑨ 外国人登録原票記載事項証明書又は旅券の写し	外国人留学生として志願する者は、外国人登録原票記載事項証明書（市区町村長が発行したもの。）又は旅券の写しを提出してください。
⑩ 検 定 料	検定料30,000円 検定料を郵便振込の後、受領した「検定料払込証明書(出願用)」を「検定料払込証明書」（本学所定の様式）に貼って提出してください。 なお、日本国外に居住する者は、徳島大学ホームページ内の「留学生ポータル」 (https://www.tokushima-u.ac.jp/isc/admission/) からインターネット出願をすることにより、クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS 等）又は中国銀聯カードにより検定料を支払うことができます。 ただし、日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要です。
⑪ 受 験 票 送 付 用 封 筒	長3形封筒に郵便番号、住所、氏名を明記し、速達料金の切手（344円）を貼ってください。

（注1）出願資格審査において、その資格を認定された者は、上記③及び④の出願書類を再提出する必要はありません。

（注2）各証明書の姓が旧姓となっている場合は、現在の姓との関係を証明できる公的文書（戸籍抄本等）を添付してください。

- (2) 出願期間
令和4年7月25日（月）～8月5日（金）（土・日・祝日除く）
受付時間は9時～17時までとします。
郵送・持参とも令和4年8月5日（金）17時までに必着とします。
- (3) 出願書類の提出
所定の出願書類を用い、郵送（書留速達）又は持参により提出してください。
（提出先8ページ参照）
- (4) 出願上の注意事項
- ・出願書類に不備がある場合は原則として受理しません。
 - ・出願書類の記入にあたっては、黒色ボールペンを使用し、正しく記入してください。
 - ・出願後の書類の内容変更はできません。ただし、氏名、住所、電話番号に変更があった場合は、本学蔵本事務部歯学部事務課学務係まで連絡してください。
 - ・一度受理した出願書類及び入学検定料は理由の如何にかかわらず返還しません。
 - ・受験票は、出願受理後に本人あてに送付します。試験日3日前までに受験票が届かない場合は、本学蔵本事務部歯学部事務課学務係まで連絡してください。
 - ・出願書類に虚偽の記載をした場合は、入学決定後であっても入学許可を取り消すことがあります。

6 事前相談

- ・出願希望者は、出願前に必ず、指導を受けようとする教員と連絡を取り、入学後の研究等について相談を行ってください。
- ・各授業科目の概要等については9～13ページを参照してください。
- ・事前相談の連絡先は以下のウェブページを参照してください。
<https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/>
- ・なお、不明な点や質問がある場合は、担当係（8ページ参照）までお問い合わせください。

7 大学院設置基準に基づく授業時間などの特別措置

- ・社会人等の入学者のために、大学院設置基準第14条による昼夜開講制や、夜間その他の特定の時間等を開講する授業や集中講義などを導入しています。
上記の措置を希望する者は勤務先所属長の受験承諾書を提出してください。

8 入試方法

- (1) 入試方法について
- ・学力試験（専門科目・英語）、面接、及び提出書類（志望理由書を含む）により総合的に判定します。
 - ・面接は個人別に行います。
- (2) 学力試験（専門科目・英語）および面接について
- ・「専門科目」は人体と口腔の構造と機能、歯・口腔の健康と予防に関わる人間の社会の仕組み、臨床歯科医学、歯科予防処置、歯科保健指導などの口腔保健学に関する基本的な問題とします。
 - ・「英語」は口腔保健学全般に関わる英文情報の理解を問う問題とします。
 - ・「英語」の試験では、英和辞書（1冊）の持ち込みを認めます。
ただし、電子辞典及び専門用語辞典等は不可とします。
 - ・「面接」は専門知識についての試問を含め、態度、表現力、理解力、及び協調性等を総合評価します。

9 学力試験の日時及び試験科目等

試験日	時間	試験科目等
令和4年8月23日(火)	10:00～12:00	英語(英和辞書1冊の持ち込みを認めるが、電子辞典及び専門用語辞典等は不可)
	13:00～14:00	専門科目試験
	14:30～	面接試験

10 合格発表

令和4年9月16日(金)午前10時

- ・本学歯学部ホームページに受験番号を掲載するとともに、合格者には合格通知書を郵送します。
- ・電話等による合否の問い合わせには、一切応じません。

11 入学手続等

入学手続の概要は次のとおりです。詳細については、合格者に別途通知します。

(1) 入学手続期間

3月中旬を予定しています。

(2) 入学手続の方法

- ・合格者は、入学手続に必要な書類を郵送(必ず書留又は書留速達で発送してください。締切当日必着)又は、持参により提出してください。(提出先8ページ参照)
- ・所定の期間内に入学手続が完了されない場合は、入学辞退として取り扱います。

(3) 入学に要する経費

- ・入学金 282,000円〔予定額〕
ただし、日本国政府(文部科学省)国費外国人留学生は不要です。
- ・入学金以外の納付金
学生教育研究災害障害保険料、後援会費等の次の経費を納付することとなっています。
約9,000円(金額等は別途通知します。)

(注1) 納入した入学金は、いかなる理由があっても返還しません。

(注2) 授業料 前期分 267,900円〔予定額〕, 年額 535,800円〔予定額〕
入学金及び授業料の改訂が行われた場合は、改定時から新入学金及び新授業料を適用します。

(注3) 授業料の納入については、希望により前期分の納入の際に後期分も合わせて納入することができます。

12 長期履修学生制度について

- ・この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限(2年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することができる制度です。
- ・ただし、入学後(在学中)に申請の場合は翌年度からの適用になります。

(1) 対象者

職業を有する者又は本研究科が特に必要と認めた者

(2) 長期履修期間

2年を限度とします。したがって修業年限は、3年又は4年となります。

(3) 申請方法

入学手続時に徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係へ申請書を提出してください。

(4) 結果通知

申請者に対し、入学手続後に長期履修についての結果を通知いたします。

(5) 授業料

① 年額の授業料算出は、次のとおりです。

本学が定めた金額×標準修業年限（2年）÷許可された修業年限

② 授業料の決定は長期履修結果通知時（入学手続後）に行いますので、長期履修を希望する場合は、入学手続時に授業料を納入しないでください。

③ 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料が適用されます。その際は、改めて通知いたします。

④ 長期履修学生制度を申請する場合は、所属長の就学許可書と在職証明書を提出してください。

1 3 障がいのある入学志願者との事前相談について

受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする者は、あらかじめ大学への相談が必要です。令和4年7月19日（火）までに下記へ相談してください。

なお、不明な点や質問がある場合も、下記までお問い合わせ下さい。

1 4 その他

○安全保証輸出管理について

徳島大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づいて「徳島大学安全保障輸出管理規則」を定めて、物品の輸出、技術の提供、人材の交流の観点から学生の受入れに関して、厳格な審査を実施しています。規制されている事項に該当する場合は、希望する研究活動に制限がかかる場合や、教育が受けられない場合があります。願書の提出の前に指導教員予定者と相談をするなど、出願にあたっては注意してください。

詳細については以下の研究支援・産官学連携センターのホームページを参照してください。

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/yusyutsu.html>

<本件問合せ先>

研究支援・産官学連携センター 知財法務部門

電話：088-656-9773（内線：82-4953）

E-mail：iag-safety@tokushima-u.ac.jp

○募集要項の請求方法

(1) ダウンロードする場合

次のアドレスからダウンロードしてください。

https://www.tokushima-u.ac.jp/dent/admission/info/in_yoko/

ただし、検定料の払込用紙については、「**口腔科学研究科口腔保健学専攻（博士前期課程）検定料払込用紙請求**」と朱書の上、84円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の返信用封筒（長3定形封筒）を同封し、下記へ請求してください。

(2) 募集要項を郵送で請求する場合

「**口腔科学研究科口腔保健学専攻（博士前期課程）学生募集要項請求**」と朱書の上、250円切手をはった自己あて（住所・氏名・郵便番号表記）の角形2号（33.2cm×

24.0 cm)を同封し、下記へ請求してください。

《出願書類，出願資格審査書類，入学手続書類の提出先及び各問い合わせ先》

〒770-8504 徳島市蔵本町3丁目18番地の15
徳島大学蔵本事務部歯学部事務課学務係
TEL 088-633-7310 (直通)